

大河原町総合体育館監視カメラ更新工事
特記仕様書

－目次－

第1	総則	1
1.	本特記仕様書の位置づけ.....	1
2.	事業範囲.....	1
3.	適用基準等.....	1
4.	工事関連資料の取扱い.....	1
第2	設置機器に関する要求仕様	1
1.	基本事項.....	1
2.	機器更新工事.....	2
第3	施工業務に関する要求仕様	2
1.	基本事項.....	2
2.	現場作業日及び時間に関する事項.....	3
3.	工事現場の管理に関する事項.....	3
4.	工事に付随する業務に関する事項.....	4
第4	その他業務に関する要求水準	4
1.	基本事項.....	4
2.	その他業務の要求仕様.....	4
第5	リスク分担表	5
1.	共通.....	5
2.	工事.....	6

第1 総則

1. 本特記仕様書の位置づけ

本特記仕様書は、大河原町（以下「町」という。）が、大河原町総合体育館監視カメラ更新工事を行う事業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、町が要求する最低限の仕様を示すものである。本特記仕様書では、監視カメラ機器等の機能及び性能、施工業務その他本工事の実施に必要と認められる業務について規定している。プロポーザル参加者は本特記仕様書の内容を十分に確認し、工事及び業務内容についての理解を深め、より具体的な検討を加えた上で提案を行うこと。

2. 事業範囲

事業者は、本特記仕様書に示された要求仕様に沿って、下記の業務を行う。

- ① 監視カメラ機器一式の更新に係る施工業務
- ② その他本工事の実施において必要と認められる業務

3. 適用基準等

本工事の実施にあたっては、関係法令（町が定める条例、規則及び要綱等を含む。以下同じ。）を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本工事の要求仕様と照らし適宜参考とすること。また、関係法令、各種基準、指針等はすべて応募時点において最新のものを参照すること。なお、本特記仕様書は、本工事の主要事項を示したものであり、これに記載されていない事項であっても、業務上必要と認められるものについては、事業者は誠意をもって充足しなければならないものとする。

4. 工事関連資料の取扱い

- (1) 町が提供する図面等の資料は、一般公表することを前提としていない情報であるため、本工事関係者以外への配布は厳に慎み、その取扱いに注意すること。
- (2) 事業者は、町から提供された資料等を本工事に係る業務以外で使用しないこと。また、不要になった場合は、速やかに町へ返却すること。
- (3) 町から提供された資料等について複写等を行った場合は、内容が読み取られないよう処理し、上記の返却時までにはすべて廃棄すること。
- (4) 事前見学及び本工事で知り得た情報は、他に漏らさないこと。

第2 設置機器に関する要求仕様

1. 基本事項

- ① 耐久性にすぐれ、費用対効果の高い機器を採用すること。また、ランニングコストの抑制についても配慮したものとすること。
- ② 既存の建物や設備に及ぼす影響を最小限とすること。

- ③ 機器等の入替えを行うに当たり、不要となる設備・器具等は極力撤去すること。
- ④ 採用する機器について、特殊な仕様等のある場合には本特記仕様書に記載の限りではないが、要求水準を充足するものとする。

2. 機器更新工事

機器更新工事は、以下の記載事項のほか、別紙図面等を参照すること。

(1) 監視カメラシステム

① 概要

既存のアナログ式監視カメラシステムに代わるものとして、ネットワーク方式の監視カメラシステムを構築するものとする。

② 機器の性能

既存の監視カメラシステムと同等又はそれ以上と認められるものとする。また、操作・管理等機器の運用が平易なものであること。

(2) 配線工事

① 配線ケーブルは必要に応じ新規のケーブルを敷設するものとするが、既設再利用も可とする。

② 新規のケーブルを敷設する場合において、露出配線とする場合は、利用者の安全及び景観に配慮したものとする。

(3) その他

① 電源線は既設再利用を原則とし、必要があれば新規の配線に交換するものとする。

② 本工事で更新する機器以外の設備については、既設再利用を可とするが、状態を確認の上、改修又は更新が必要な場合は実施すること。また、提案に当たってはその費用も見込むこと。

③ 本工事を実施するに当たり支障となる構造物、工作物、設備等がある場合は、町に報告し、移設・養生等を行うこと。また、提案に当たってはその費用も見込むこと。

④ 施工に当たり、アスベスト含有状況の調査が必要となる場合は、その費用も見込むこと。また、当該箇所からアスベストが含まれていることが判明した場合は、速やかに町に報告すること。この場合において、アスベストの回収、撤去及び廃棄に伴う作業費用についてはあらかじめ費用に見込むこととし、調査の結果当該作業費用が不用額となる場合は、変更契約を締結し、これを減ずるものとする。

第3 施工業務に関する要求水準

1. 基本事項

- ① 作業においては、安全管理及び施工管理に十分注意すること。
- ② 作業工程については、事前に町と調整を行うこと。
- ③ 館内及び近隣への影響（騒音、臭気、粉塵、振動等）に配慮すること。

- ④ 施工に際し必要となる各種申請・届出等は、事業者の責任・費用において行うこと。
また、仮設その他工事を行うために必要な一切の業務は、事業者が自己の責任において遅滞なく行うこと。
- ⑤ 工事中、第三者又は他の設備等に損害を与えた場合は、速やかに町と協議し、対応すること。
- ⑥ 本特記仕様書に記載のない事項であっても、設置・使用上当然必要と推測されるものについては、町と協議の上実施すること。
- ⑦ 機器の試験・調整を含む工事期間中に要する電力・水道料金は町の負担とするが、事業者の責めに帰すべき事由により施設運営に支障を来す停電等が発生した場合は、事業者が復旧に係る費用を負担すること。
- ⑧ 本工事により発生した撤去物・廃材等は、事業者の責任において関係法令に従い適正に処分すること。
- ⑨ 機器の使用開始前に、試験調整を実施すること。また、その結果について、町に報告して確認を受けること。

2. 現場作業日時に関する事項

- ① 工事等を行う日時は、施設の管理運営上支障のない範囲において設定し、原則として夜間工事は行わないこと。ただし、やむを得ず夜間工事を行う場合は、事前に計画書を提出し、町の承認を得た上で行うものとし、施設の管理者が通常勤務時間外に継続的に勤務することがないよう十分配慮すること。
- ② 施工時の騒音・振動の低減に努めるとともに、騒音・振動発生のおそれのある場合は、事前に町と協議すること。
- ③ 工事を行う時間は、原則として午前9時から午後5時までの間とする。

3. 工事現場の管理に関する事項

- ① 工事期間中は、施工に伴う事故及び災害の防止に努めること。
- ② 火気を使用する作業を実施する際は、その取扱いに十分注意するとともに、現場の養生、消火設備の設置等、火災防止の徹底を図ること。
- ③ 建設業法等の規定に基づく現場標識を適切な場所に掲示すること。
- ④ 工事期間中は工事日報等を常に整備しておくこと。
- ⑤ 施設敷地内に現場事務所又は作業員詰所等を設置する場合は、位置・期間を明らかにした上で、事前に町と協議すること。
- ⑥ 工事用車両の駐車場所及び資材置場等は、事前に町と協議すること。なお、施設敷地内の空きスペースを使用可能とするが、安全管理を徹底すること。
- ⑦ 工事用車両は交通ルールを遵守し、施設敷地内及びその周辺における交通事故及び交通障害等の発生を防止すること。
- ⑧ 工事期間中、施設内で使用を許可された場所等の管理は、事業者の責任において適正に行うこと。

- ⑨ 本工事により事故・火災等が発生した場合は、事業者はあらかじめ作成した防災マニュアルに従い直ちに被害拡大の防止に必要な措置を講じ、また、速やかに町へ報告すること。

4. 工事に付随する業務に関する事項

- ① 諸官庁への届出・手続等については遅滞なく行うこと。その際、手続費用については、事業者側の負担とする。
- ② 本工事に関連して町が行う手続や検査について協力すること。
- ③ 工事期間中において町が発注する他案件の工事や作業等が発生した場合、互いに事業を円滑に進められるよう当該工事等の受注者と十分に調整を行うこと。
- ④ 工事完了後は速やかにその旨を町に届け出るとともに、完成検査を行い、その結果を町に報告すること。
- ⑤ 上記④の届出、完成検査及び報告を実施後、町の完成検査を受けること。なお、当該検査において是正すべき点として指摘事項があった場合は、町が指定する日までに速やかに是正措置を完了させ、是正報告書を町に提出して承認を受けること。

第4 統括管理業務に関する要求水準

1. 基本事項

(1) 業務の範囲

事業者は、本特記仕様書及び事業者提案に基づき、本工事の統括管理業務を行う。

(2) 実施体制

事業者は、以下に示す実施体制を構築する。

- ① 本工事の設計業務、施工業務その他の業務の全体を総合的に把握し、各業務間の連絡・調整を適切に行う統括管理責任者を工期にわたり1名選任し、統括管理責任者選任通知書を町に提出すること。
- ② 統括管理責任者は、本項に掲げる業務全般の責任を負うものとし、現場代理人を兼ねることができるものとする。
- ③ 統括管理責任者は、本工事の目的・趣旨・内容を十分に理解し、次の要件を満たす者とする。
 - ア 必要に応じ、町が開催する委員会や説明会等に参加し、工事の状況等について説明できる者。
 - イ 現場で生じる課題や町の要望に対し、的確な判断ができる者。
 - ウ 事業者の常勤の社員である者。

2. 統括管理業務の要求仕様

- ① 各業務の責任者とともに事業スケジュールを管理し、事業スケジュールを遵守させること。
- ② 各業務責任者間で情報共有や業務調整を適切に行わせるとともに、その内容を町に

報告すること。

第5 リスク分担表

本工事で想定されるリスク及び町と事業者とのリスク分担は、下表を基本とし、詳細については選定後から契約締結までの間に協議の上、決定する。

1. 共通

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		発注者	事業者
募集要領	募集要領の記載事項の修正又は変更に係るリスク	○	
仕様書及び特記仕様書	仕様書及び特記仕様書の記載事項の修正又は変更に伴うリスク	○	
	事業者が仕様書及び特記仕様書の要求水準を満たさないことによるリスク（上記変更に伴う場合を除く）		○
応募	応募費用の負担に関するリスク		○
事業契約	町の責めに帰すべき事由により契約を締結できない場合のリスク	○	
	事業者の責めに帰すべき事由により契約を締結できない場合のリスク		○
資金調達	本工事の実施に必要な民間資金の調達に係るリスク		○
金利・物価変動	金利変動のリスク		○
	物価・労務費変動のリスク	協議により決定	
法令等の変更	本工事に直接関連する法令等（税制度に係るものを除く。）の制定又は改正に伴う町による大幅な仕様等の変更に係るリスク	○	
	本工事に直接関連する法令等（税制度に係るものを除く。）の制定又は改正に伴うもので、大幅な仕様等の変更を伴わないものに係るリスク	協議により決定	
税制度の変更	事業者の利益に課せられる税制度の変更及び新設に伴うリスク		○
	上記以外の税制度の変更に係るリスク	○	
許認可取得	町の責めに帰すべき事由により必要な許認可が取得できない場合又は遅延の場合のリスク	○	
	事業者の責めに帰すべき事由により必要な許認可が取得できない場合又は遅延の場合のリスク		○
住民対応等	町が行う業務又は町の責めに帰すべき事由による住民運動及び訴訟等のリスク	○	

	事業者が行う業務又は事業者の責めに帰すべき事由による住民運動及び訴訟等のリスク		○
環境問題	町が行う業務又は町の責めに帰すべき事由による環境問題に係るリスク	○	
	事業者が行う業務又は事業者の責めに帰すべき事由による環境問題に係るリスク		○
セキュリティ	町の責めに帰すべき事由による警備不備に係るリスク	○	
	事業者の責めに帰すべき事由による警備不備に係るリスク		○
自然災害等	自然災害、暴動及び騒乱等のうち、町及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的事象によるリスク	○	
債務不履行	町の責めに帰すべき事由による債務不履行のリスク	○	
	事業者の責めに帰すべき事由による債務不履行のリスク		○

2. 工事

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		発注者	事業者
測量・調査	町が実施した測量・調査に誤りがあったことに起因するリスク（参考として提示する図書については対象外とする。）	○	
	事業者が実施した測量・調査に誤りがあったことに起因するリスク		○
設計変更	町の責めに帰すべき事由による設計変更に係るリスク	○	
	事業者の責めに帰すべき事由による設計変更に係るリスク		○
設備損傷	町の責めに帰すべき事由による工事中の設備及び既存施設の損傷に係るリスク	○	
	事業者の責めに帰すべき事由による工事中の設備及び既存施設の損傷に係るリスク		○
	第三者の責めに帰すべき事由による工事中の設備及び既存施設の損傷に係るリスク	○	
建設費増大	町の責めに帰すべき事由による工事費用増大に係るリスク	○	
	事業者の責めに帰すべき事由による工事費用増大に係るリスク		○
工期遅延	町の責めに帰すべき事由による工期の遅延に係るリスク	○	
	事業者の責めに帰すべき事由による工期の遅延に係るリスク		○

供用遅延	町の責めに帰すべき事由により、機器の供用開始が遅延するリスク	○	
	事業者の責めに帰すべき事由により、機器の供用開始が遅延するリスク		○
機器・備品	町が調達する機器・備品等に係るリスク	○	
	事業者が調達する機器・備品等に係るリスク		○
自然災害等	自然災害、暴動及び騒乱等のうち、町及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的事象により工事が中断した場合のリスク	○	